

令和8年5月18日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長

諮問期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出に対し、対応の準備等に時間を要しているため30日以内に情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問を行うことができません。

なお、諮問の予定時期につきましては、本日から1か月程度かかる見込みです。

記

- 1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等
令和6年度法曹連絡協議会に関する文書（開催案内、配付資料、速記録、最高裁への結果報告文書等）
- 2 苦情の申出がされた日
令和8年4月15日（同月16日受付）

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）